

担当者にとってこれだけは押さえておきたい

# 独禁法と下請法の基本と実務対策

～ コンプライアンス・リスク回避のための勘どころを伝授 ～

## 【開催要領】

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

日時▶ 2019年 10月 17日(木) 13:30～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

＜講師＞ 森・濱田松本法律事務所 弁護士 玉木 昭久氏

〔講師略歴〕東大法学部卒業後、通商産業省(現・経済産業省)入省、産業政策局、資源エネルギー庁、貿易局、中小企業庁等各部局の課長等を歴任。この間、97年～2000年公正取引委員会事務総局経済調査課長に在任。米シガン大学大学院経済学修士。2003年弁護士登録し、15年目を迎えている現在、年齢63歳。外為法(輸出管理)案件や過去最大級の同法違反事件の弁護活動をはじめ、M&A案件、大型カルテル・談合事件、取引契約等に係る交渉等の独禁法案件及び不当表示等景品表示法案件等のほか、知的財産権法等も得意としている。さらに、会社法、労働法、環境関係法等の案件にも深く関与する等、外為法、独禁法、下請法や政府関係調整(ガバメント・リレーションズ)、知的財産法、さらには会社法並びに労働法等の分野にわたって守備範囲も極めて幅広く活躍。【著書等】三省堂刊「Q&A新しい独禁法解説」、東洋経済新報社「競争に勝つための新独禁法入門」、その他レクシスネクシス刊「ビジネス・ロージャーナル」を始めとする法務関係雑誌等において、外為法、独禁法及び下請法のそれぞれに関する長期連載等も含めた著作、論文、講演等多数。

【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(O発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

|     |                       |    |                       |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|
| 正会員 | 35,200円(本体価格 32,000円) | 一般 | 38,500円(本体価格 35,000円) |
|-----|-----------------------|----|-----------------------|

191623-0303 独禁法と下請法の基本と実務対策

|             |             |  |  |
|-------------|-------------|--|--|
| ふりがな<br>会社名 |             |  |  |
| 住所          |             |  |  |
| TEL         | FAX         |  |  |
| ふりがな<br>ご氏名 | 所<br>属<br>職 |  |  |
| E-mail      |             |  |  |

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前まで)に受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。(「セミナー・会員研究会」→「よくあるご質問」)

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

## 【プログラム】

### 【開催にあたって】

独占禁止法の中でも、“弱い者いじめ”である「優越的地位の濫用」に課徴金まで導入され、規制が強化されて以来、1社で10億円超という巨額の課徴金が科せられた事例が出てきています。同時に、この「優越的地位の濫用」に根拠を置きわゆる『下請法』の運用も一層強化され、近年の事件では40億円前後という莫大な未払代金の支払や下請代金の不当な減額分の返還を内容とする勧告も出されるなど、政治的な思惑も含めて、摘発・執行が格段に厳格化しています。とりわけ下請法は、簡易迅速な適用を主眼とする法律であることから、行為の外形的な面だけで機械的に摘発に至り、容易に厳しい制裁を科せることが特徴です。そして、下請法違反行為に対しては、法的制裁はもとより、社会的非難を浴び、そのことで、より大きな損失を被るリスクも懸念されます。そこで本セミナーでは、講師から、豊富な実務経験を基に、独占禁止法の基礎知識から下請法等の実務の勘所を丁寧に解説するとともに、実例を踏まえて作成した「クイズ」で知識と感覚の定着を目指します。これにより、ますます高まる企業リスク、とりわけ独占禁止法及び下請法に関するコンプライアンス・リスクを極力回避するのに必須の知識のみならず、リーガルセンスを体得し、応用の効く対処法をしっかりと習得して頂きます。

### 1. 独禁法のあらましと下請法の位置付け

(1) 独禁法の規制の4本柱 (2) 下請法の位置付けと狙い、そして特徴

### 2. 下請法に違反すると大きなダメージ!

～違反行為に係る制裁措置等と摘発手続のあらまし～

(1) 下請法違反行為に対する制裁措置及び具体的ダメージ等  
(2) 下請法違反行為に対する摘発の手続き

### 3. 下請法のあらまし

(1) 下請法の適用範囲

① 親事業者・下請事業者とは? ② 4つの適用対象取引とは?

(2) 親事業者の4つの義務とは?

(3) 親事業者の11の禁止事項とは?

### 4. 下請法違反の境界線

～これだけは気を付けたい実務上の危ないポイント～

### 5. 企業と社員を守る! 独禁法・下請法コンプライアンス確立のために

### 6. 下請法活用の勘所

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。